附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（農林水産省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一六、二九三人」を「一六、二九九人」に改める。